

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社名古屋交通開発機構
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市千種区覚王山通7丁目11番地
工場等の名称	地下鉄栄地下街
工場等の所在地	名古屋市中区栄3丁目5番12号先
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	賃貸ビル等(賃貸している建築物)
事業の概要	店舗賃貸業、物品販売業、広告代理業
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月21日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋市千種区覚王山通7丁目11番地 池下駅ビル3F
		ホームページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-734-9034		

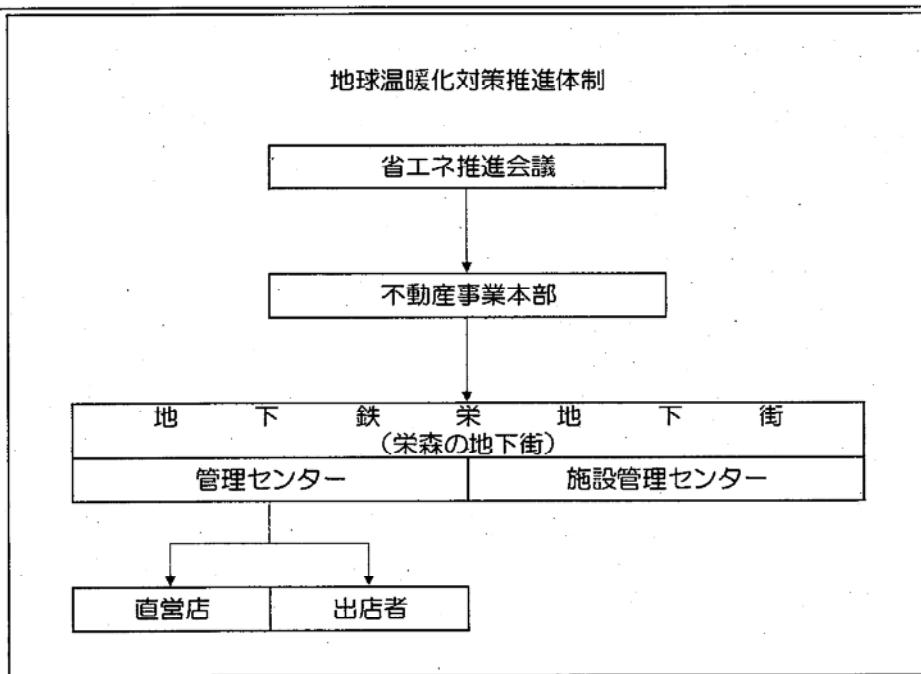
3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

私たちは、地球温暖化対策をはじめとする環境保全の重要性を認識し、地下街の管理運営を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

- 1、省エネルギー機器の導入を推進します。
- 2、店舗補助冷房機器冷却水の循環水利用の促進を行います。
- 3、冷暖房の設定温度を適正に管理します。
- 4、従業員のごみ減量・リサイクル意識を高める指導を行います。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

① 溫室 除 酸 素 換 排 算 量	①エネルギー起源二酸化炭素の排出量	2,302	t-CO ₂
	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2,302	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）	目標年度 目標排出量	令和6年度 目標削減率
温室効果ガス 総排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	0.0 %

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）	目標年度 目標排出量	令和6年度 目標削減率
原単位あたりの 排出量	0.1851 t-CO ₂ / m ²	0.184 t-CO ₂ / m ²	0.6 %

(2) 目標設定の考え方

栄地下街のエネルギー消費のうち80%が照明設備及び店舗が使用する電気エネルギーである為、大幅な排出ガスの抑制は困難である。よって、年間0.2%、3年間で0.6%の削減を目標とする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理／エネルギー 使用量等の把握及び 管理	<ul style="list-style-type: none">・省エネ推進委員会を設置し、取組目標を設定・エネルギー使用量の把握・計測・記録・分析	
省エネルギー・省資源の推進・照明	<ul style="list-style-type: none">・設備の運転時間、温度、外気導入量を管理・中間期等は積極的な外気の導入により、空調機又は熱源機の運転時間を削減（外気冷房）	
省エネルギー・省資源の推進・冷暖房	<ul style="list-style-type: none">・冷温水ポンプは負荷変動に対応してインバータ等で変流量化	
省エネルギー・省資源の推進／その他	<ul style="list-style-type: none">・冷水デマンド監視装置により、最大使用量を監視抑制・機械室の消灯を行なう。	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・両面コピー、裏紙利用等による紙使用量の削減
- ・共有電子フォルダの利用等によるペーパーレス化

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組